

愛莊町

第2次人権尊重のまちづくり

推進基本計画

令和5年3月

愛莊町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 近年の動向	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の位置づけ	4
第2章 愛荘町を取り巻く状況	5
1. 統計データからみる現状	5
2. 前計画の評価・検証	8
第3章 計画の理念と目標	14
1. 基本理念	14
2. 基本目標	14
3. 施策の体系	15
第4章 施策の推進	16
1. 人権施策の推進	16
2. 分野別施策の推進	20
第5章 計画の推進体制	40
1. 庁内の推進体制	40
2. 関係機関・団体等との連携	40
3. 職員等に対する研修	40
4. 進行管理	41
資料編	42
1. 用語の解説	42
2. 愛荘町人権尊重のまちづくり条例	47
3. 愛荘町非核・平和都市宣言に関する決議	49
4. 愛荘町人権尊重のまち宣言に関する決議	50

愛荘町民憲章

平成 21 年 6 月 1 日

告示第 59 号

愛荘町民憲章

豊かな自然に恵まれた歴史と伝統のある愛荘町に住むわたしたちは、平和を愛し、生きる喜びがあふれるまちをきずくため、この憲章を定めます。

- 一、豊かな自然と共生し、歴史と伝統を大切にするまちをつくります。
- 一、人権を尊び、やさしさと笑顔があふれるまちをつくります。
- 一、若人が夢を持ち、生き生きと活躍できる元気なまちをつくります。
- 一、働くことに喜びを持ち、うるおいのある豊かなまちをつくります。
- 一、心身をすこやかにし、明るく健全なまちをつくります。

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本町では、あらゆる差別の撤廃および人権擁護に努め、町民一人ひとりの参加による「心ふれ愛・笑顔いっぱい元気なまち」を築くことを目的に、平成 19 年（2007 年）に「愛荘町人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。この条例に基づき、平成 25 年（2013 年）3 月に「愛荘町人権尊重のまちづくり推進基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、あらゆる差別をなくし、人権尊重の精神が根つき、一人ひとりの尊厳が守られるまちの実現に向け、様々な人権課題に対する取組を実施してきました。

この間、新型コロナウイルス感染症に関連した差別や誹謗中傷が新たな社会問題となっているほか、LGBTQ*等の性的マイノリティに関する課題等、これまで十分に認識されてこなかった人権課題が提起されるなど、人権問題は多様化・複雑化しています。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響による人々の生活様式の変化や、情報通信技術（ICT）のさらなる進展により、人権問題を取り巻く状況も変化していくことが予想される中、誰もが人権問題の当事者であることを住民一人ひとりが認識し、家庭や地域社会、学校、職場等が一体となり、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 SDGs*」の「誰一人取り残さない」、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現することが重要です。

このたび本町では、今後の社会経済情勢や国および県の施策動向の変化等に柔軟に対応しながら、人権に関する施策の総合的かつ計画的な取組を推進するため、「愛荘町第 2 次人権尊重のまちづくり推進基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

「*」印がついた語句は、巻末資料編の「用語の解説」に説明があります。

2. 近年の動向

平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、人や国の不平等の是正といった人権に大きく関わるものを含めた目標が掲げられ、「誰一人取り残さない」、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現に向けた取組が進められています。

また、平成 17 年（2005 年）から国連によって開始された「人権教育のための世界計画」は、第 4 段階（2020 年～2024 年）の重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、包括的で平和な社会のための多様性と包摂性の尊重に力点を置くことを決議しました。

わが国では、平成 28 年（2016 年）に障がいの有無に関わらず、互いにその人らしさを認め合いながら、共生する社会をめざす「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、民族や国籍等の違いを超えて認め合い、互いに人権を尊重し合う社会をめざす「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、インターネット上での差別的な書き込み等の状況の変化に対応し、部落差別のない社会をめざす「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。その後、高齢者や児童、障がいのある人等、様々な人を包摂する社会をつくりあげるために、各種の法律が施行されており、令和 6 年（2024 年）には女性が安心して、かつ、自立して暮らすことのできる社会の実現に向けて「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行される予定となっています。

県においても、平成 13 年（2001 年）4 月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が施行されたほか、平成 15 年（2003 年）3 月には、人権施策の総合的な推進を図るために「滋賀県人権施策基本方針」が策定されました。さらに平成 23 年（2011 年）3 月には、人権施策基本方針に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的・計画的な推進を図るため、「滋賀県人権施策推進計画」が策定され、平成 28 年（2016 年）3 月の改定を経て、人権意識の高揚に向けた教育・啓発の推進や、人権侵害に対する相談・支援体制の充実、重要課題への対応等に努めているところです。

本町においても、平成 25 年（2013 年）の前計画の策定以降、愛荘町人権尊重のまちづくり審議会において、前計画の進捗管理を含め、本町における人権施策のあり方についての検討を重ねてきました。

■ 人権に関連する法律等の近年の整備状況

年度	法律
平成 28 年度 (2016 年度)	「部落差別の解消の推進に関する法律」施行
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行
	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行
	「成年後見制度利用促進法」施行
	「再犯防止推進法」施行
平成 29 年度 (2017 年度)	「児童虐待防止法」改正
	「介護保険法」改正
平成 30 年度 (2018 年度)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
	「青少年インターネット環境整備法」改正
	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行
	「バリアフリー新法」改正
令和元年度 (2019 年度)	「児童虐待防止法」改正
	「認知症施策推進大綱」策定
	「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行
令和 3 年度 (2021 年度)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」改正
令和 4 年度 (2022 年度)	「個人情報保護に関する法律」改正

3. 計画の期間

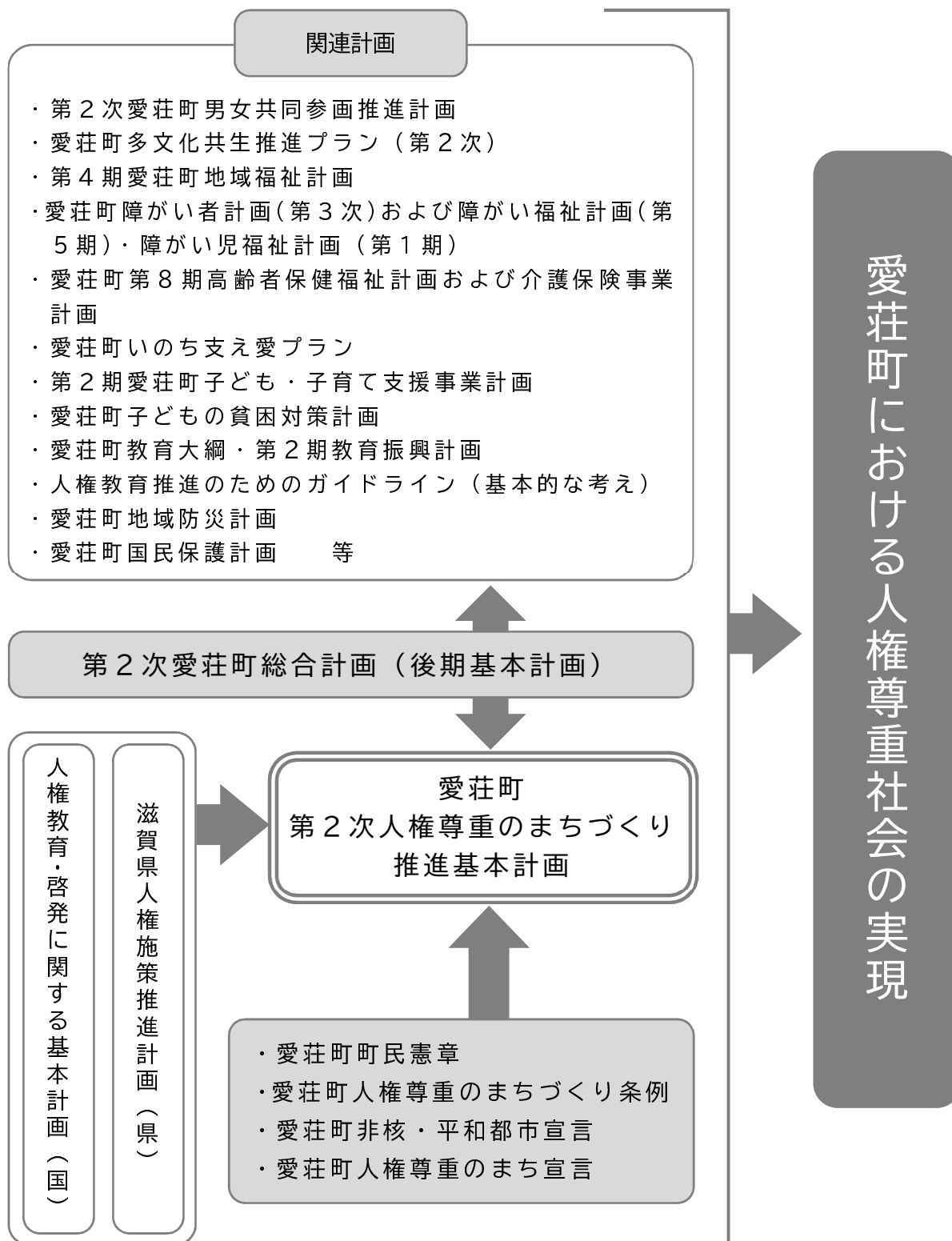
本計画の期間は、令和 5 年度（2023 年度）から令和 14 年度（2032 年度）までの 10 か年とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の位置づけ

本計画は、愛荘町が実施する人権教育・啓発に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すものです。本町における最上位計画である「第2次愛荘町総合計画（後期基本計画）」をはじめ、福祉、教育、施設整備等をはじめとした各分野の個別計画との整合を図ります。

また、国や県の動向や人権関連計画等との整合性にも配慮します。

■ 計画の位置づけイメージ



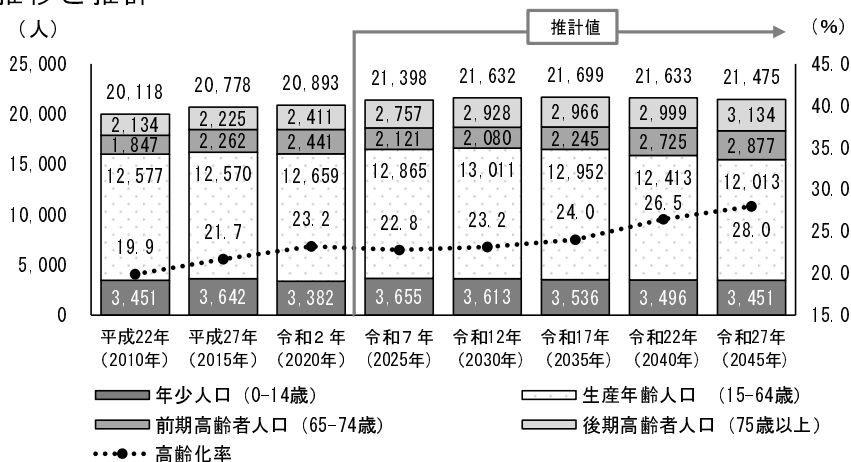
第2章 愛荘町を取り巻く状況

1. 統計データからみる現状

(1) 年齢4区分別人口の推移

本町の総人口は令和17年(2035年)まではゆるやかに増加し、その後、減少に転じると見込まれています。年齢4区分別にみると、令和7年(2025年)以降は長期的に年少人口と生産年齢人口が減少し、前期・後期高齢者人口は増加する見込みです。この結果、高齢化率(65歳以上人口の割合)も上昇を続けて、令和27年(2045年)には28.0%になると予測されています。

■人口の推移と推計



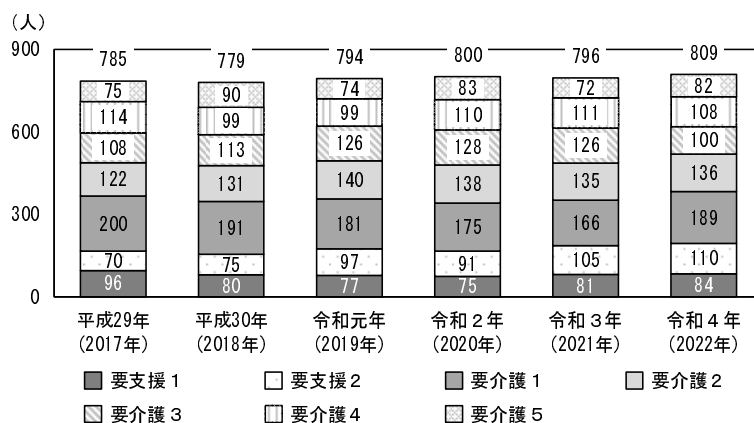
資料：令和2年(2020年)までは国勢調査、令和7年(2025年)以降は国立社会保障・人口問題研究所推計 (平成30年(2018年)推計)

※平成27年(2015年)以前の総人口は年齢不詳を含む。
また、高齢化率は年齢不詳を除いて算出。
※令和2年(2020年)は年齢不詳補完結果を使用。

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、増減を繰り返しながらも全体としてはやや増加傾向にあり、令和4年(2022年)には809人となっています。中でも要支援認定者数(要支援1と2の合計)は、平成29年(2017年)で166人、令和4年(2022年)で194人と増加が目立っています。

■要支援・要介護認定者数の推移

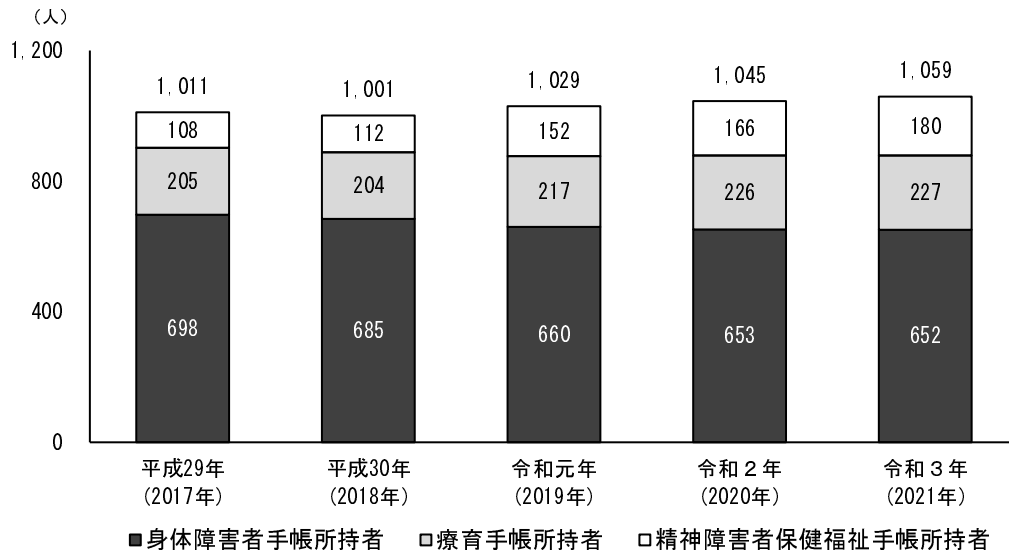


資料：地域包括ケア「見える化」システム(各年3月末現在)

(3) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、平成29年(2017年)から令和3年(2021年)にかけて右肩上がり推移しており、内訳をみると、精神障害者保健福祉手帳と療育手帳の所持者数が増加傾向にあります。

■ 障害者手帳所持者数の推移

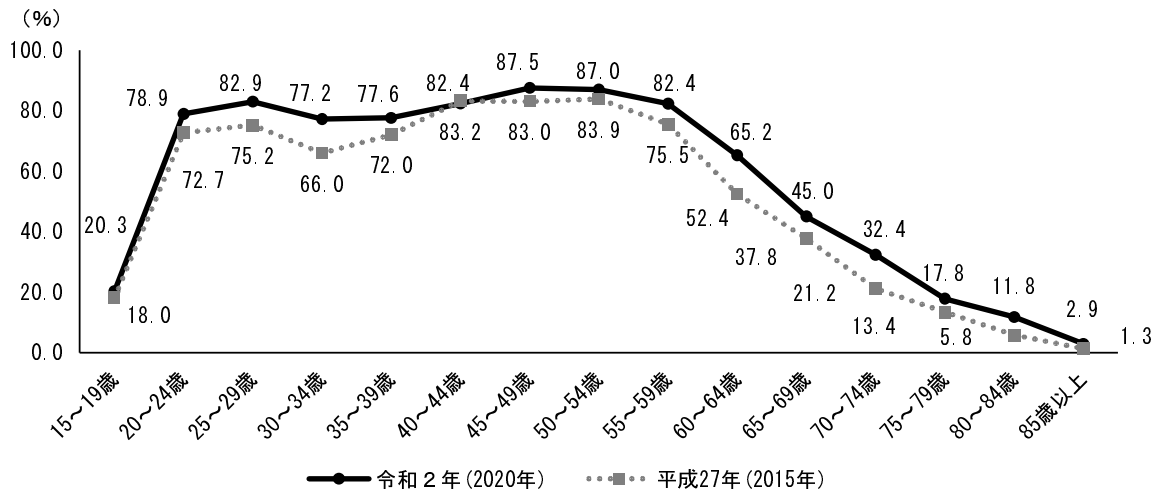


資料：愛荘町

(4) 女性の労働力率の推移

平成27年(2015年)と令和2年(2020年)の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)を比較すると、子育て世代にあたる30~34歳前後における数値の低下(グラフのM字の谷)が令和2年(2020年)は緩やかになっており、女性の社会進出が進んでいる状況がうかがえます。また、ほぼすべての年代で労働力率の上昇がみられています。

■ 女性の労働力率の推移

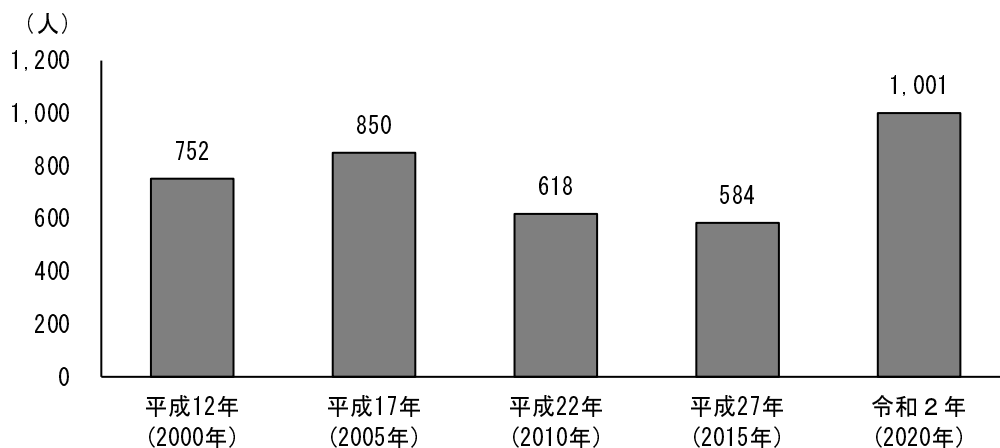


資料：国勢調査

(5) 外国籍住民数の推移

外国籍住民数は、平成22年(2010年)と平成27年(2015年)の落ち込みを除くと、大きく増加しており、令和2年(2020年)には約1,001人となっています。

■在留外国人数の推移

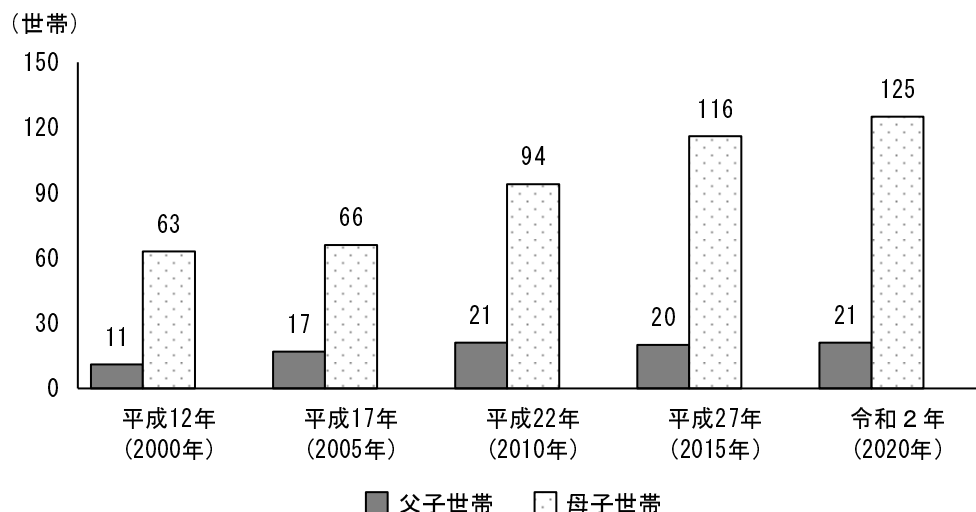


資料：国勢調査

(6) 父子世帯数・母子世帯数の推移

父子世帯数は横ばいですが、母子世帯数は大きく増加しており、令和2年(2020年)は平成12年(2000年)と比較して約2倍となっています。

■父子世帯・母子世帯数の推移



資料：国勢調査

2. 前計画の評価・検証

本計画の策定に際し、庁内各課において前計画の実施状況の評価・検証を行いました。その結果から、主な現状と課題を抜粋して記載します。

(1) 部落差別（同和問題）の解消について

現状と課題

- 「部落差別の解消の推進に向けた法律」の内容が町民に浸透していない状況であるため、人権学習会等の機会に法律の目的や中身について周知する必要があります。
- 住宅を選ぶ際や結婚等における部落差別が今も存在しており、部落差別事案も発生しているため、差別意識・忌避意識の払拭に向け、「差別をしない」取組から「差別を許さない・差別をなくす」実践活動に結びつくような人権教育や啓発を行うことが重要です。
- インターネットで部落差別情報が拡散されるといった深刻な状況がみられるため、インターネットでの人権侵害に対する通報や相談窓口の充実、モニタリングの実施等、関係機関と連携した取組が必要です。
- 若年層や女性において部落差別解消への関心の低い実態がみられるため、家庭や地域と連携し、若年層や女性に対する学習会や研修講座等への参加促進が重要です。

(2) 女性の人権について

現状と課題

- 自治会、防災、まちづくり等の分野における女性の参加や、審議会等の政策決定の場への女性の参画が少ない状況です。住民の関心を高め、男女の役割分担意識の見直しに取り組むとともに、女性活躍等の新たな社会の担い手の掘り起こしを行うことが必要です。
- コロナ禍の影響により、暴力やDV*等、女性の悩みが増加しています。DV相談の対応は緊急性が高く、専門性や慎重さが求められるため、担当職員のスキルアップや対応のマニュアル化等、体制整備が必要です。また、DV被害者は精神的・経済的な支援が必要であることも多いため、庁内各課や関係機関とのより一層の連携強化が必要です。
- 全国的にもコロナ禍で孤独感を抱えながら生活をしている人や、不安や生きづらさから自殺を図る人が増加しているため、感染症対策を踏まえ、オンラインを含めた相談方法を検討する必要があります。

(3) 子どもの人権について

現状と課題

- 貧困により、生活や就学等で困難を抱える世帯が増加しているため、経済的に困難を抱える世帯への支援を行うとともに、親の就労支援に取り組むことが必要です。
- 中・高校生に対する学習支援事業において、サポーター不足による待機者があります。学習支援のサポーターは、ほとんどがボランティアであり、全国的に問題となっている介護や家事を大人の代わりに担うヤングケアラー*等の教育を受けていない子どもの発見、支援を行うためにも学習機会や人材の確保が必要です。
- 児童虐待相談件数がやや増加しており、人口規模でみると他の町に比べて多くなっています。児童虐待相談の中には課題が多岐にわたり、支援が難しくなっているケースがあることから、関係機関との連携強化が必要です。
- 性的マイノリティ等の身体の性と心の性が一致しないことに係る児童・生徒への配慮として、令和5年度（2023年度）からジェンダーレス*の制服の導入に向けて取り組んでいます。
- 適応指導教室「フレンズ愛荘」を毎日開講し、学校へ登校できない児童・生徒の学校復帰につなげることができました。
- 令和2年度（2020年度）に「愛荘町いじめ防止基本方針」を定め、教育委員会をはじめ、その他の関係機関、学校、保護者、地域が協力し、いじめの防止や早期発見、対応に取り組んでいます。今後も、子どもが日頃の生活の中で差別やいじめに気づき、それらをなくしていくため家庭や地域、学校において防止対策の実践力を育成することが重要です。また、被害にあった生徒が一人で悩みを抱え込む状況をつくらぬよう、学校や地域、保護者が連携し、早期発見・早期対応に取り組むことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、今後は情報通信技術（ICT）の有効活用が必要です。

(4) 高齢者の人権について

現状と課題

- ひきこもりを恥と捉え、自ら相談することを躊躇し、相談機関につながらないことや、当事者が“相談できる”問題であることを認識していないケースがあるため、庁内の相談担当課、生活困窮者自立相談機関によるアウトリーチ*から相談機関につなげることも必要です。
- ひきこもりや介護、貧困といった複合的な課題を抱える家庭に対し、一括して相談に乗れる包括的な支援体制（重層的支援体制整備）の構築が必要です。
- 成年後見制度についての相談件数が他市町と比較して少なくなっており、困難を抱える高齢者が相談に至っていないケースが考えられるため、今後の高齢者の人権擁護に向けて、成年後見制度に関する情報を発信していく必要があります。

(5) 障がいのある人の人権について

現状と課題

- 「障害者差別解消推進法」に基づく合理的配慮*について庁内で研修会を実施し、職員の認識を深めています。また、町が委託している指定管理者等関係者への勉強会や研修会のサポートも実施しています。引き続き、合理的配慮の徹底が重要です。
- 強度行動障がいのある人や重度障がいのある人が利用できる通所施設（生活介護サービス）の町内での事業展開に向けて、関係者と協議しています。
- 精神障害者保健福祉手帳と療育手帳の所持者数が増加しており、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に関する研修を湖東圏域1市4町で開催することを検討中です。
- 湖東圏域内で新たにグループホームを事業展開できるよう、関係者と協議しています。
- 介護人材が不足しており、人材の確保が必要です。
- 車椅子で安全・安心に利用できる施設のあり方等、ユニバーサルデザイン*の一層の進展が必要です。
- 歴史文化博物館において、視覚障がいのある人向けの展示担当学芸員による口頭解説の評価が高くなっています。今後は、トイレ等の場所を示すピクトグラム（絵記号）の設置に取り組みます。

(6) 外国籍住民の人権について

— 現状と課題 —

- 令和2年度(2020年度)から一元的相談窓口を設置して定住外国人生活支援員(ポルトガル語)による情報提供や各種相談を開始しています。
- 経済状況の悪化に伴い、外国籍児童・生徒の就学に支障が出ないよう支援が必要です。
- 外国籍住民の日本語能力向上のため、日本語教室を開講しています。外国籍児童に対しては、放課後支援教室「まなびひろば」を実施し、学習支援を実施しています。一方で、日本語学習の担い手が不足しているため、人材の確保・育成が必要です。
- 町ホームページを、5か国語の対応にリニューアルしました。一方で、ごみの分別に関する問い合わせが多いため、ごみカレンダーの多言語化などの工夫が必要です。
- 庁内各課が連携し、多文化共生推進プランを推進することが重要です。
- 外国籍住民の、まちづくりへの積極的な参加を促進するため、地域との交流の場づくりが重要です。

(7) 個人情報保護(プライバシー保護)について

— 現状と課題 —

- 情報通信技術が発達し、大量の個人情報を取り扱うことができるようになった一方で、データの流出や悪用も大きな課題となっています。自らの個人情報を守るという意識を持って生活できるよう、啓発を行う必要があります。
- 結婚や就職等に際して、本人の知らないところで本籍、出生、家庭環境、国籍、思想、信条等の個人情報を調べる身元調査が依然として発生しています。身元調査が人権侵害につながるおそれのあることを周知し、依頼したり、協力することがないように、啓発を行う必要があります。
- 住民票等の不正取得への対応策として、「愛荘町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度の実施に関する要綱」に基づき本人通知制度の登録への住民周知を行っています。

(8) インターネット・携帯電話への対応について

— 現状と課題 —

- スマートフォンの急速な普及やSNS*の発達により、インターネット上での誹謗中傷や差別的な書き込み等の人権に関わる問題が発生しています。インターネットを媒介した犯罪に巻き込まれる危険性も増大しており、インターネットを通じた誘い出しにより、未成年者が性的被害や暴力行為等の犯罪に巻き込まれる事例も発生しています。今後は、インターネットによる人権侵害を受けた事件の早期解決や被害者の救済に取り組むことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症に関連して、インターネット上での人権侵害が拡大しているため、町民の一人ひとりが自らが被害者・加害者になり得ることを自覚し、ルールやマナーを守ってインターネットを利用できるよう、インターネットの適切な利用方法や問題点について周知する必要があります。

(9) 様々な人権問題について

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活困窮者の相談も増加しています。生活困窮者の相談に対する支援を充実するため、庁内の連携体制の構築が必要です。また、新型コロナウイルス感染症に関連して、支援が長期化する場合、相談者に対する長期的な支援の検討が必要です。
- 性的マイノリティに対する配慮で、令和4年度（2022年度）に各種申請用紙の性別記載欄を削除しました。
- 災害発生時の避難行動要配慮者の把握や日常的に見守り活動を行うとともに、女性の視点を取り入れた避難所運営等に取り組んでいます。今後も、様々な立場の人に配慮した避難行動支援や避難所運営が必要です。
- 刑を終えて出所した人が地域で自立した生活を送るためには、就労や住居の確保に住民の協力が不可欠であるため、事業者や地域への協力を呼びかけています。今後も、引き続き支援を呼びかけます。
- アイヌの人々の人権について、講演等を通じて住民に情報を提供しています。歴史的な背景とともに問題を伝えていくことが必要です。
- 北朝鮮当局による拉致問題や人身売買については、重大な人権侵害であり、引き続き問題を提起していくことが必要です。
- 新型コロナウイルスを起因とする感染者や医療従事者およびその家族等に対する誹謗中傷等の新たな差別の発生や、感染症の拡大に伴う人権学習会や事業等の中止がありました。今後は、感染症対策を踏まえて、人権侵害に関する問題について、様々な媒体を活用し、住民へ周知啓発する必要があります。
- 相談ケースが複雑・困難化しており、国や県・社会福祉協議会との連携が重要です。

第3章 計画の理念と目標

1. 基本理念

近年、人権課題が多様化・複雑化しており、属性等に関わらず、誰もが共に生きていくことのできる社会をつくることがますます重要となっています。

本町においても、住民一人ひとりの基本的人権が尊重される差別のない明るく住みよい人権尊重社会の実現をめざし、本計画の基本理念を次の通り定めま

人権を尊び、やさしさと笑顔があふれるまちをつくりま

2. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向け、以下の4点を基本目標に定め、施策を展開します。

■ 基本目標1 人権を尊重する意識の高揚

人権課題の背景には、歴史的過程や伝統的な文化・価値観等によって生まれた差別意識や偏見があると言われます。

このため、現代の人権意識にふさわしい正しい情報の周知等によって、個人が無意識のうちに持っている差別意識や偏見に対する気づきとその改善に努め、すべての住民が高い人権意識を身につけ、日常生活の中でそれを反映できるよう、様々な取組を推進します。

■ 基本目標2 すべての人の人権が尊重される仕組みの強化

人権課題は時代とともに変化しており、インターネットの普及や感染症の発生等に伴い、新たな課題が発生しています。

このため、多様化・複雑化する人権課題の解消に向け、庁内および関係機関等との連携を強化し、行政は行政の責務を自覚して、この計画を推進します。

■ 基本目標3 協働による人権尊重のまちづくり

まちづくりの主体は住民であり、すべての人の人権が保障されたまちの実現には、住民をはじめ関係機関等との協働が欠かせません。このため、ボランティアや事業所、NPO*などとともに町民が主体となって、協働してこの計画を推進します。

■ 基本目標4 国際的な動向との協調

わが国は国際社会の一員として、「持続可能な開発目標SDGs」等の国際的な取組と協調した政策を推進しています。本町においてもこのような動きを十分に考慮して、貧困問題や保健、教育、ジェンダー、防災等の取組について国際社会と協調した人権施策を推進します。

3. 施策の体系

本計画の基本理念および基本目標を基に、以下の体系で具体的な施策を構成し、実施します。

基本理念	1 人権施策の推進	分野	取組の方向性
		(1) 人権意識の高揚	① 人権教育・啓発の推進 ② 指導者の発掘と養成 ③ 住民の主体的な活動の支援 ④ 人権に関する国際的な動向の周知
		(2) 人権擁護に関する施策	① 住民の主体的な解決・自己実現の支援 ② 総合的な相談および支援体制の充実
人権を尊び、やさしさと笑顔があふれるまちをつくりまします	2 分野別施策の推進	分野	取組の方向性
		(1) 部落差別(同和問題)	① 自立に向けた住民中心のまちづくりへの支援 ② 差別意識や偏見に対する気づきと改善
		(2) 女性	① 意思決定の場への女性の参画促進 ② 固定的な性別役割分担意識の解消 ③ DVやハラスメント防止に向けた取組
		(3) 子ども	① 子どもの意見や意思が尊重される社会環境づくり ② いじめ・児童虐待の防止 ③ 子育て支援
		(4) 高齢者	① 高齢者の生きがい対策の充実 ② 高齢者の権利擁護の充実 ③ 家族等の介護者への支援
		(5) 障がいのある人	① 啓発活動の推進 ② 社会参加の促進 ③ 障がいのある人の権利擁護の充実
		(6) 外国籍住民	① 国際理解教育および交流活動の充実 ② 多文化共生のまちづくりの推進
		(7) 感染症・患者	① 正しい知識・情報の普及・啓発 ② 新たな課題への対応
		(8) 性の多様性	① 多様な性への理解促進に向けた教育・啓発の推進 ② 誰もが安心して暮らせる環境の整備
		(9) インターネットと人権	① モラル・マナーの教育・啓発 ② 悪質事案の解消
		(10) 災害時	① 避難時における支援 ② 避難生活における人権擁護の推進
		(11) 個人情報保護 (プライバシー保護)	① メディア・リテラシーの向上 ② 町における個人情報保護の徹底
(12) 様々な人権問題の解決に向けて	① 正しい知識の普及・啓発 ② 調査・研究の継続		

第4章 施策の推進

1. 人権施策の推進

(1) 人権意識の高揚

人権問題の背後には、知らず知らずのうちに身についた、不適切な情報に基づく誤解や差別意識、根拠のない偏見が存在します。

法律や制度が整備されるだけでなく、無意識のうちに持っている差別意識や偏見に対する気づきとその改善がなされることが、人権問題の解消にはとても重要です。

このため、教育や啓発等を通じて地域や職場の常識の中にある不合理や偏見についての気づきや改善をめざすとともに、人権意識の高揚を図り、誰もが安心して暮らせるまちの実現に努めます。

①人権教育・啓発の推進

番号	施策	内容	主な担当課
1	幼児期からの人権教育に向けた、保護者への啓発	<ul style="list-style-type: none">○ 乳幼児期における家庭環境の重要性について、子育て支援の機会等を通じて保護者に啓発を行います。○ 子どもが幼少期から生命の尊さや人間としての基本的なルールについて学べるよう、子育て支援の機会等を通じて保護者に啓発を行います。○ 子ども達が元気いっぱい、すくすく育つ家庭づくり・地域づくりを目的とした「愛荘町子ども・子育て支援事業計画」の推進を図ります。	子ども支援課 健康推進課 教育振興課
2	学校における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 学校教育において、より一層人権教育を充実し、人権問題を的確に捉える感性と、人権を尊重できる人格の育成に努めます。○ これまでの人権啓発や同和教育の成果を踏まえ、児童・生徒の人権問題に対する正しい理解・認識を培い、人権尊重の実践的態度が育成されるような教育を推進します。	教育振興課

番号	施策	内容	主な担当課
3	企業における人権尊重の環境づくりに向けた働きかけの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業において、公平・公正な採用選考や、セクシュアル・ハラスメント*（セクハラ）、パワー・ハラスメント*（パワハラ）等の防止等が図られるよう、働きかけを行います。 ○ 企業内での人権教育・啓発のための研修の実施と内容の充実について、町事業所内公正採用選考・人権啓発推進班設置要綱に基づく企業訪問等を通じて啓発、指導・助言を行います。 	商工観光課
4	地域における人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域社会において、住民の年齢層や生活様式に応じた人権教育・啓発の手法や内容を検討し、多様な学習の場を提供します。 ○ 人権教育推進協議会等、住民主体の団体が人権問題を地域の課題として積極的に取り組めるよう支援します。 	生涯学習課 人権政策課
5	特定の職業に就いている人への人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町職員や教職員、医療関係者、福祉関係者等、人権尊重の社会づくりに深く関わる立場にある人に対する、人権教育・啓発を充実します。 	人権政策課 経営戦略課 生涯学習課
6	住民意識の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権に関する住民意識調査を定期的実施することで、町の現状や住民の意識・ニーズ等を把握し、政策に反映させます。 	生涯学習課 人権政策課
7	コロナ禍における人権教育・啓発推進手法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍においても人権学習の機会が損なわれないよう、情報通信技術（ICT）等の活用も含め、有効な人権教育・啓発の手法を検討し、実施します。 	人権政策課 生涯学習課

②指導者の発掘と養成

番号	施策	内容	主な担当課
1	人権に関するリーダーの発掘と養成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民が日頃から人権問題について考え、自主的、主体的にその解決に取り組むため、人権教育・啓発を推進するリーダーの発掘と養成に取り組みます。 ○ 人権教育推進協議会等の人権教育・啓発に関する諸団体との連携や支援に努めます。 	生涯学習課 人権政策課

③住民の主体的な活動の支援

番号	施策	内容	主な担当課
1	人権に関する住民の主体的な活動の支援とネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育・啓発の各実施主体に対し、必要に応じ「愛荘町人権教育啓発講師団設置要綱」に基づく講師の派遣を行うとともに、教育や啓発についての知識や手法、教材や活動の事例等について積極的に情報を提供します。 ○ 様々な人々が触れ合い、交流し、相互理解をするための場として、地域総合センターを開かれたコミュニティセンターとし、より一層多くの住民に利用されるよう運営に工夫を重ねます。 	生涯学習課 人権政策課 地域総合センター

④人権に関する国際的な動向の周知

番号	施策	内容	主な担当課
1	国際的な動向の把握と住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「持続可能な開発目標SDGs」をはじめ、人権に関する国際的な動向について常に把握し、住民と共有できるよう、多様な情報発信を行います。 	人権政策課 みらい創生課

(2) 人権擁護に関する施策

人権問題の解消のためには、人権意識の高揚のための教育・啓発活動に取り組むとともに、実際に人権侵害を受けた人や受けるおそれのある人たちの問題解決に向けた具体的な支援が欠かせません。

このため、住民の主体的な問題解決を支援するとともに、全庁および関係機関等との連携により、問題の解決および再発防止に向けた取組を推進します。

①住民の主体的な解決・自己実現の支援

番号	施策	内容	主な担当課
1	住民の主体的な解決に向けた支援	○ 住民が社会参加を通じて自己実現を図ることができるよう支援を行うとともに、人権侵害を受けたり、受けるおそれのある場合、あるいは人権侵害につながる問題に直面したときに、主体的に解決ができるような助言や援助に努めます。	生涯学習課 人権政策課

②総合的な相談および支援体制の充実

番号	施策	内容	主な担当課
1	庁内のネットワーク構築と相談員の資質向上	○ 複数の要因が複雑に絡み合っている人権問題や相談に対処するため、分野ごとの相談窓口が相互に連携するよう、庁内のネットワークを構築します。 ○ 相談員が的確な助言をすることができるよう、専門分野の知識はもとより、庁内のネットワークにより資質の向上を図ります。	人権政策課 経営戦略課
2	国・県や関連団体等との連携強化	○ 多様化・複雑化する人権問題や相談に対して、迅速・適切な対応ができるように、国や県等の専門の相談機関が連携し組織された、滋賀県人権相談ネットワーク協議会とも連携を強化します。	人権政策課
3	相談窓口の啓発	○ 悩みを抱えている人がひとりで悩まず、少しでも早く気軽に相談できるように、相談窓口を分かりやすく周知し、早期に相談するように啓発します。	人権政策課 地域総合センター

2. 分野別施策の推進

(1) 部落差別（同和問題）

わが国独自の人権課題である部落差別（同和問題）は、「部落差別の解消の推進に関する法律」に明示される通り、今なお存在する重大な人権侵害です。部落差別の解決のためには、人権意識の高揚や、正しい歴史認識、誤った情報や不適切な情報を見極めてそれに惑わされない力（メディア・リテラシー*）等が重要となります。

このため、残された課題の解消に向けた取組を推進するとともに、知らず知らずの間に身についた差別意識や偏見に対する気づきとその改善に向けた教育や啓発を継続的に行います。

① 自立に向けた住民中心のまちづくりへの支援

番号	施策	内容	主な担当課
1	相談体制の充実と地域への支援	○ 就労相談や、身近な生活に関する相談等、関係課と地域総合センターが連携して相談体制の充実に努めます。	人権政策課 地域総合センター 生涯学習課

②差別意識や偏見に対する気づきと改善

番号	施策	内容	主な担当課
1	差別意識や偏見の解消に向けた教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 差別意識や偏見に対する気づきとその改善を図るため、地域社会・家庭・職場・学校等のあらゆる場において、同和教育・人権教育および啓発を充実します。 ○ メディア・リテラシー向上のための教育・啓発を、学校教育をはじめあらゆる場で推進します。 ○ 参加体験型学習等、多様な人権研修や交流事業を推進し、実践的態度の育成を図ります。 ○ 部落差別に関する忌避意識問題について、町人権教育推進協議会や人権教育・啓発講師団と連携して、忌避意識の払拭に向けた今後の教育と啓発の取組のあり方をともに考えていきます。 ○ インターネット上での差別に迅速に対応できるよう、国・県・関係機関・団体等と情報交換を行い、相互の一層の連携を強化します。 ○ 身近な研修材料として、過去に町内で発生した差別事件等、今なお発生している現状を正しく理解し、また、各地域総合センターの運営委員会を中心とするフィールドワーク事業等、地域や団体が交流する現地研修等を通じた学び等、研修の目的を明確にした上で継続して取り組んでいきます。 ○ 町民の「主体性」と「協働」による学習を推進します。 ○ 若年層の学習機会として、PTAや保育園保護者会、子ども会育成会等の団体において、保護者を通じた学習の充実に努めます。 	人権政策課 教育振興課 地域総合センター 生涯学習課
2	住民の主体的な人権活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域社会において、地域に根ざした主体的な活動が活性化するように、指導者の育成ならびに必要な支援を行います。 	生涯学習課 地域総合センター
3	えせ同和行為の排除	<ul style="list-style-type: none"> ○ えせ同和行為の防止に向けて、「えせ同和行為防止滋賀県民会議」と緊密な連携を保ち、企業内研修等において排除に向けた取組を推進します。 	人権政策課 商工観光課

(2) 女性

わが国は国際的にも男女の格差が大きいと言われており、女性の社会的地位の向上が大きな課題となっています。

このため、「愛荘町男女共同参画推進計画」に基づき、男女共同参画社会の実現をめざし、女性の活躍推進や固定的な性別役割分担意識*の解消、ワーク・ライフ・バランス*の推進等に向けた取組を推進します。

①意思決定の場への女性の参画促進

番号	施策	内容	主な担当課
1	意思決定の場における女性の参画促進と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政、企業、地域活動等での方針の立案や実施の場に、女性の参画を促進するとともに、審議会等の委員への女性の登用率向上を促進します。また、管理監督者等への女性の登用が促進される施策に取り組みます。 ○ 特に地域活動への、女性の積極的な参画を促進します。 ○ 女性の就業を支えるため、家事、育児、介護に係る環境づくりの充実に努めます。 	経営戦略課 みらい創生課

②固定的な性別役割分担意識の解消

番号	施策	内容	主な担当課
1	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会に根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識や、それに基づく慣行について見直しを進めるため、地域、家庭、職場、学校等の様々な機会を捉え、教育や啓発を推進します。 ○ 男女共同参画に関する情報や資料を収集し、提供・発信します。 ○ 育児や介護等の家庭における役割を男女が平等に担うことのできる環境を整えるため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、多様な働き方の普及に向けた取組を推進します。 	教育振興課 生涯学習課 みらい創生課

番号	施策	内容	主な担当課
2	ジェンダー平等に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場等での男女間の賃金や待遇における格差の見直しを進めるよう、事業者への啓発を行います。 ○ 政治や経済、教育、健康等のあらゆる場面で、性別に関わりなく一人ひとりが活躍できるよう、キャリアアップや就業に向けたスキルアップの支援を行います。 	みらい創生課
3	町の情報発信における検証の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町の情報発信に際し、男女共同参画の理念に反する内容がないか、検証を行います。 	みらい創生課

③DVやハラスメント防止に向けた取組

番号	施策	内容	主な担当課
1	DVやハラスメントの防止に向けた取組と被害者救済、再発防止に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ DVや各種ハラスメント等が重大な人権侵害であるという認識を広め、あらゆる暴力やいやがらせを許さない社会意識の醸成に努めます。 ○ DV等の被害者保護、救済を機動的、弾力的に行えるよう、関係課の連携や国・県等の関係機関との連携を強化します。 ○ DVの解消に向け、加害者に対するカウンセリング等の支援を、国や県の関係機関と連携して、再発防止に努めます。 	みらい創生課 住民課
2	町職員の資質向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ DV相談の対応は緊急性が高く専門性や慎重さが求められるため、町職員の対応力強化に向けた研修等の充実に努めます。 	経営戦略課 みらい創生課

(3) 子ども

次代を担う子どもたちの人権が保障され、健全に育つ環境を整備することは、親の願いであり、本町の発展にとって重要な要素と言えます。

一方で、子どもは虐待等の人権侵害を受けても自分自身で被害を回避・解消することは困難です。

このため、子どもの自己表現力等を育成するとともに、いじめや虐待の防止に向けた施策を推進し、「愛荘町子ども・子育て支援事業計画」等に基づいた子育て支援策の充実により、地域全体で子どもたちを支えるまちづくりをめざします。

①子どもの意見や意思が尊重される社会環境づくり

番号	施策	内容	主な担当課
1	子どもたちの自己表現や自己確立に向けた支援	○ 次代を担う子どもたちが夢や希望を持ち、生き生きと心豊かで健やかに育つ社会をめざし、子どもたちが自らの意思や想いを表現し実現できる場を幅広く提供します。	教育振興課 子ども支援課
2	子どもの人権尊重に向けた啓発	○ 子どもを保護すべき対象者としてではなく、独立した人格を持つ権利の主体であることを大人たちが理解できるよう、「子どもの権利に関する条約」の意義やその内容について、様々な場面において教育・啓発を推進します。	教育振興課 子ども支援課 生涯学習課

②いじめ・児童虐待の防止

番号	施策	内容	主な担当課
1	他者への思いやりと自尊感情を養う教育の推進	○ 子ども同士のいじめをなくすため、「愛荘町教育振興計画」等に基づき、正義感、倫理観、思いやりの心、社会生活上のルールや基本的なモラル、自然や他者との好ましい関わり等の豊かな心を育み、個性の違いを尊重する意識や態度を育てる教育を行います。 ○ 子ども自身の自尊感情を高める教育活動の充実に努めます。 ○ 誰もが生きがいや希望を持って生きることのできる人づくり・地域づくりに向けて、「愛荘町いのち支え愛プラン」の推進を協働で行います。	教育振興課 子ども支援課 健康推進課

番号	施策	内容	主な担当課
2	いじめの早期発見と被害者・加害者双方に対する働きかけの推進	○ 情報通信技術（ICT）の発達により、いじめ等が潜在化しやすい現状を踏まえ、いじめの早期発見や被害者の心のケア、加害者の指導に努めます。	教育振興課 子ども支援課
3	不登校に対する相談体制の充実	○ 小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、教職員との連携を図ることで、不登校の未然防止や不登校の児童・生徒に対する相談支援の充実を図ります。	教育振興課
4	児童虐待の未然防止と解消に向けた取組の推進	○ 児童虐待の防止をめざし、愛荘町要保護児童対策地域協議会の活動を核とし、保健・医療・福祉・教育・司法等、関連諸分野相互の連携と協力のもとに、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもとその家族への支援等、総合的な支援体制を築きます。 ○ 児童虐待の未然防止のための啓発を実施するとともに、未然防止のために虐待の加害者に対しても支援に努めます。	子ども支援課 健康推進課 教育振興課 福祉課
5	児童虐待発見時の通告義務の周知	○ 「児童福祉法」に定められた、児童虐待に気づいた場合の通告義務について、広く住民に啓発し周知を図ります。	子ども支援課

③子育て支援

番号	施策	内容	主な担当課
1	あらゆる子どもたちの健やかな成長に向けた支援	○ 地域が一体となって子育てを支援し、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進するため、「愛荘町子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、子育て支援策の充実に取り組みます。 ○ 児童の健全育成のための施策、障がいのある児童、外国籍児童、要保護世帯児童、ヤングケアラー等への支援について、NPOや関係機関と連携し取組を推進します。	教育振興課 福祉課 健康推進課 子ども支援課 みらい創生課

番号	施策	内容	主な担当課
2	子どもの貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親世帯は一般的に貧困に陥るリスクが高いと言われることから、「愛荘町子どもの貧困対策計画」に基づき、増加するひとり親世帯への経済的・精神的な支援として関係機関が連携しながら経済的生活改善指導に努め、貧困の連鎖を防ぎます。 ○就学や生活に困難を抱える世帯に対して、親の職業生活の安定・向上に向けた就労支援を実施します。 ○「愛荘町子どもの貧困対策計画」に基づき、生活困窮世帯の生徒に対して確かな学力を身につけるよう学習支援を実施します。 	教育振興課 福祉課 子ども支援課

(4) 高齢者

愛荘町において高齢者の増加が見込まれる中、高齢者自身が安心して暮らせるような環境づくりや、介護を必要とする人へのサービスの充実、介護する人の負担軽減等が重要となります。

このため、高齢者の生きがいづくりや権利擁護、地域全体で高齢者を支える体制の整備等により、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちの実現をめざします。

① 高齢者の生きがい対策の充実

番号	施策	内容	主な担当課
1	高齢者が安心して活躍できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく生きがいを持って健康に生活でき、さらに社会の担い手として活躍できるよう、「愛荘町高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画」等に基づき、高齢者の健康づくりや社会参加の促進、就業支援等に取り組みます。 ○ 高齢者が自由に安心して外出し移動できるよう、ユニバーサルデザインの考えに基づいたまちづくりを推進します。 	福祉課 地域包括支援センター 健康推進課 建設・下水道課

② 高齢者の権利擁護の充実

番号	施策	内容	主な担当課
1	高齢者の権利擁護に向けた取組と、認知症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 判断能力に不安のある高齢者が、尊厳のある安心した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターにおける相談や支援体制を充実させるとともに、成年後見制度等の普及促進を図ります。 ○ 認知症に対する理解を深めるため、認知症サポーター*の養成や啓発を行います。 ○ 高齢者に対する虐待の防止、早期発見のため、事業者や住民等に対し啓発を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。 	福祉課 地域包括支援センター

③家族等の介護者への支援

番号	施策	内容	主な担当課
1	地域包括ケアシステム*の構築・深化と介護保険サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の自立と介護を担う家族等の負担軽減等を図るため、地域社会全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築と一層の深化に、継続的に取り組みます。 ○ 介護保険制度の運営の一層の充実に努め、サービスの質の向上を図ります。 	福祉課 地域包括支援センター
2	ボランティア等の育成と協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者を支えるボランティアグループ等の組織化の促進と福祉教育の推進に努めます。また、NPO等住民活動団体の活動を支援し協働に努めます。 	福祉課 地域包括支援センター

(5) 障がいのある人

障がいのある人の人権が保障されるためには、障がいのある人に対する無理解や偏見を解消し、共に地域社会を支える主体という認識を、すべての住民が共有する必要があります。

このため、教育や啓発等を通じて差別や偏見の解消に努めるとともに、障がいのある人が安心して活躍できるまちの実現に向けた取組を推進します。

また、障がいのある人に対する虐待防止や人権擁護に向けた取組を一層推進し、万一、虐待等の人権侵害があった場合は速やかに対処できるよう、相談支援体制の強化に努めます。

① 啓発活動の推進

番号	施策	内容	主な担当課
1	差別や偏見の解消に向けた啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ノーマライゼーション*の理念に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で自立して暮らすことができるよう、障がいや障がいのある人への正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。 ○ 障がい者虐待防止センターの役割や取組内容、相談受付内容等、一層の周知に努めます。 	福祉課
2	合理的配慮の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に定められた合理的配慮の提供について、対象である事業者はもとより、すべての住民に周知され実践されるよう、啓発に努めます。 	福祉課

② 社会参加の促進

番号	施策	内容	主な担当課
1	様々な活動への参加促進とコミュニケーション手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人のスポーツ、芸術、文化活動への参加促進を図るとともに、視覚障がい・聴覚障がいのある人のコミュニケーション手段の確保に必要な取組の充実に努めます。 	福祉課 生涯学習課

番号	施策	内容	主な担当課
2	就労機会の確保や職場定着に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人が生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、「愛荘町地域福祉計画」、「愛荘町障がい者計画および障がい福祉計画・障がい児福祉計画」等に基づき、就労および職場定着に向けた取組を進め、障がいのある人の雇用の場の確保に努めます。 ○ 地域の企業・事業所等へ福祉作業所への発注等を依頼するとともに、官公庁においても積極的な取り引きを促進するよう関係機関等へ周知します。 ○ 庁舎内のスペースを活用して、福祉作業所の製品等の販売促進を図ります。 	福祉課 商工観光課
3	障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人が安全・自由・快適に移動し、地域社会に参加できるよう、生活環境面全般においてユニバーサルデザインの推進に努めます。 ○ 障がいのある人が犯罪や災害の被害にあうことを防止し、安心して生活できる環境の整備に努めます。 ○ 湖東地域障害者自立支援協議会と連携しながら、グループホームや通所施設等の充実に向けた協議を行います。 	福祉課 建設・下水道課 くらし安全環境課
4	町議会における情報バリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 聴覚や視覚に障がいのある人が町議会を傍聴できるよう、手話通訳者の配置やインターネット配信、配信動画への字幕掲載等を行います。 	議会事務局

③障がいのある人の権利擁護の充実

番号	施策	内容	主な担当課
1	権利擁護と虐待防止に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人に対する財産・金銭面等の権利侵害や身体的拘束等の虐待防止を図るため、相談支援体制の整備・充実に努めます。あわせて、成年後見制度の普及促進を図ります。 ○ 本人の意思に反し、行動の自由を制限されたりするなどの障がいのある人に対する虐待について、実態把握に向けた体制や手法を県等と連携し検討します。 	福祉課
2	相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者虐待防止センターにおいて、障がいのある人への虐待に関する通報窓口の周知や相談等を充実させます。 ○ 「障がい者虐待防止対応マニュアル」や障がい者虐待防止ネットワーク協議会により、虐待の早期発見、障がいのある人の生命や身体の安全確保に向けて迅速に対応していきます。 ○ 虐待の発生は、様々な要因が複雑に影響している場合が多く、支援の各段階において、湖東地域障害者自立支援協議会等の関係機関と連携を取りながら協力・支援できる体制を構築します。 	福祉課

(6) 外国籍住民

外国籍住民が増加する中、不自由な日本語や異なる宗教、文化、常識、生活様式等により、それらの人たちが誤解や偏見、差別を受けやすいという懸念があります。同時に、慣れない環境の中で生活に不自由を感じたり、不安や孤立感を抱えたりする人がいます。

また、歴史的経緯からわが国に在住する在日韓国・朝鮮人住民に対しては、未だにいわれのない差別や偏見の意識が全国的に見受けられます。

このため、外国籍の転入者や永住者等が安心して暮らせるよう、情報発信の多言語化等を推進するほか、多文化共生の意識高揚へ向けた様々な取組を推進します。

①国際理解教育および交流活動の充実

番号	施策	内容	主な担当課
1	多文化共生に向けた教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育において、外国の文化や伝統を尊重し、お互いに相手の立場を認め、外国籍住民の児童や生徒と共に生きていく資質や能力、協調できる態度の育成に努めます。 ○ 在日韓国・朝鮮人の児童や生徒が日本の学校に在籍している歴史的な経緯や社会的な背景が正しく理解されるよう努めます。 ○ 外国籍住民への人権侵害につながる憶測や偏見をなくすため、様々な機会を通じて啓発を進め、外国籍住民に対する正しい理解と交流を深めます。 	教育振興課 みらい創生課
2	外国籍児童・生徒に対する日本語教育と母国文化への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後支援教室「まなびひろば」において、外国籍児童に対する学習支援を行い、基礎学力の修得をめざします。 ○ 「愛荘町教育振興計画」等に基づき、一人ひとりの児童・生徒の習得状況に応じた日本語指導および生活適応指導を推進するとともに、母国の文化や言語に接する機会の確保にも努めます。 	みらい創生課 教育振興課
3	外国との交流を通じた異文化理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諸外国との交流を通じ、異文化の理解や国際化社会に対応できる人材を育成するとともに、交流に必要な施策の推進に努めます。 	みらい創生課

②多文化共生のまちづくりの推進

番号	施策	内容	主な担当課
1	情報提供の多言語化と多文化交流の推進	○ 外国籍住民が円滑な生活を送れるよう、多様な媒体を活用した多言語による情報提供を進め、外国籍住民、住民団体、国際交流協会、事業者、行政がお互いに意見交換ができる機会の充実を図ります。	みらい創生課
2	外国籍住民が安心して暮らせる環境の整備	○ 「愛荘町多文化共生推進プラン」に基づく施策を実施し、外国籍住民が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。 ○ 外国籍住民が国籍、民族の違いから日常生活で不利益を被ることがないように、多文化共生の意識の高揚のための啓発を実施します。 ○ 言語・習慣・制度・文化等の違いにより外国籍住民は地域社会で孤立しやすい状況にあることから、外国籍住民のニーズに応じた行政サービスを提供し、通訳体制や相談窓口の充実を図ります。	みらい創生課
3	外国籍住民の生活困窮の防止に向けた相談支援	○ 非正規雇用の外国籍住民が多いため、生活困窮に陥らないための外国籍住民向け相談支援体制の充実に努めます。	福祉課
4	外国籍住民を主体とした国際交流の推進	○ 外国籍住民を多文化共生社会づくりの主体として捉え、日本人住民との交流活動や、自国文化や歴史等の案内役として活躍できる取組を、国際交流協会等とも連携しながら推進します。	みらい創生課

(7) 感染症・患者

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染者や難病患者、ハンセン病やさる痘、病気からの回復者について、正しい知識や理解の不足により、患者やその家族に対する偏見が今なお存在しており、職場や学校、医療機関等で差別を受ける事案が生じています。患者本人の希望に応じて相談・検査できる環境を整えるとともに、感染症を理由に地域から孤立することのないよう、正しい知識を発信することが必要です。

また、昨今では、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染者や対応にあたっている人々に対して、根拠のない情報等を基にした不当な差別や偏見が散見されています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式や就業状態の変化から、失業等による生活困窮やDV、自殺者の増加等の課題が見受けられるようになりました。

このため、本町においても新型コロナウイルス感染症についての正しい情報を発信するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大により発生する様々な問題について、迅速に対処できるよう体制を整えます。

①正しい知識・情報の普及・啓発

番号	施策	内容	主な担当課
1	患者・回復者やその家族の人権が尊重される環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ H I V 感染症やハンセン病の患者・回復者やその家族が差別や偏見で苦しむことがないように、正しい知識の発信に努めます。 ○ 人権に配慮した治療体制の整備と適切な相談体制の充実に努めます。 	暮らし安全環境課 人権政策課 生涯学習課
2	新型コロナウイルス感染症に伴う差別や偏見の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族等に対する差別や偏見の防止に向け、正しい情報の周知に努めます。 ○ ワクチン接種をはじめ、感染症対策に対する考え方の違いにより、意見の対立が全国的に発生していることから、正しい情報の発信に努めるとともに、科学的根拠のない情報に影響されないよう、啓発を行います。 	暮らし安全環境課 人権政策課 生涯学習課

②新たな課題への対応

番号	施策	内容	主な担当課
1	新型コロナウイルス感染症に伴う新たな課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮等の新たな課題に対応するため、様々な支援策の周知に努めるとともに、潜在化しがちな生活困窮を早期に把握できるよう、庁内の連携強化に努めます。 	福祉課

(8) 性の多様性

近年、多様な性に関する理解の不足が大きな課題となっており、理解促進に向けた啓発が進められていることから、一定程度の理解が進んでいると考えられます。しかし一方では、性的マイノリティを揶揄・嘲笑するような表現や発言が、様々なメディアや日常会話等で今なおみられるのが現状です。

このため、性的マイノリティに対する差別や偏見を解消するための教育・啓発に努めるとともに、当事者に対する相談支援体制の充実を図ります。

①多様な性への理解促進に向けた教育・啓発の推進

番号	施策	内容	主な担当課
1	多様な性への理解促進に向けた啓発	○ 性的マイノリティに対する差別や偏見、誤解を解消するため、様々な機会を通じて住民への啓発に努めます。	みらい創生課
2	多様な性に配慮した学校教育の推進	○ 性的マイノリティに対する偏見を解消するための学校教育を、学齢に応じて行います。 ○ 性的マイノリティ等の身体の性と心の性が一致しないことに係る児童・生徒への対応の一つとして、中学校においてジェンダーレスの制服を導入します。	教育振興課 みらい創生課

②誰もが安心して暮らせる環境の整備

番号	施策	内容	主な担当課
1	多様な性に配慮した行政の推進	○ 窓口業務において、町職員が性的指向・性自認に関する知識を持ち、差別やハラスメントにつながるものや見直しが必要なものはないかを考え、対応に努めます。 ○ 町の情報発信に際し、多様な性に対する偏見や誤解等がないか、検証を行います。 ○ 各種申請用紙の性別記載欄を削除するなど、多様な性に配慮した庁内の対策を一層推進します。 ○ 性的マイノリティの人も安心して働けるよう、庁内の環境を整備します。	みらい創生課 経営戦略課
2	民間団体・事業者等への啓発	○ 民間団体や事業者等に対して、性的マイノリティの人も安心して働けるような環境整備に向けた啓発を行います。	みらい創生課 商工観光課

(9) インターネットと人権

インターネットやSNS、情報通信技術（ICT）等の発展により、それらを通じた誹謗中傷等の人権侵害が、大きな問題となっています。

このため、インターネット等を活用する際の危険性の周知や留意点、マナーやエチケット等について幼少期から教育や啓発に努めるとともに、悪質な人権侵害の事案については、関係機関と連携しながら、適切な対処を行います。

①モラル・マナーの教育・啓発

番号	施策	内容	主な担当課
1	モラル・マナーの向上に向けた教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットやSNS等の危険性や正しい取扱いについて、学校教育等を通じて学齢に応じた教育を推進します。 ○ 個人の尊厳を守り、快適な生活を送るため、インターネットやSNS・携帯電話の利用に対する社会的規範や倫理（モラル）、マナーの啓発を推進します。 	教育振興課 生涯学習課 人権政策課

②悪質事案の解消

番号	施策	内容	主な担当課
1	悪質事案への対応強化と発見に向けた積極的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットの利用に伴う人権侵害に対し、悪質な事案については「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」や刑法等の適用を視野に入れ、関係機関と迅速に連携し適切な対応を行います。 ○ インターネット上の書き込み等について計画的にモニタリング調査を実施し、悪質な書き込み等を発見した場合は法務局等と連携して、サイト管理者へ削除要請を行うなど、差別書き込みの抑止と削減に努めます。 	人権政策課

(10) 災害時

近年、わが国においては自然災害が多発しており、災害時における人権問題が顕在化しています。避難生活では、高齢者や障がいのある人、妊産婦、子ども、外国籍住民等の配慮を必要とする人に十分なケア等ができていない状況や、女性の性犯罪被害等の問題が浮き彫りになり、それらへの対応が求められています。

このため、「愛荘町地域防災計画・愛荘町国民保護計画」等に基づき、「職員災害初動マニュアル」や「避難所運営マニュアル」を策定し、災害時において様々な被災者の人権に十分配慮した情報共有や避難所運営に取り組むとともに、避難行動要支援者への支援体制の強化を図ります。

① 避難時における支援

番号	施策	内容	主な担当課
1	多様な媒体を活用した情報発信	○ 災害発生時において、要配慮者にも情報が行き届くよう、多様な媒体を活用した情報発信を行います。	福祉課 くらし安全 環境課
2	災害時支援ネットワークの確立	○ 避難行動要支援者登録制度を活用し、地域や関係機関等との連携のもと、共助による災害時支援の強化を図ります。	福祉課 くらし安全 環境課

② 避難生活における人権擁護の推進

番号	施策	内容	主な担当課
1	避難所における支援体制の強化	○ 配慮を必要とする人の視点に立った避難所運営や支援方策の検討を行います。	福祉課 くらし安全 環境課
2	防災・災害対策分野における多様な人材の参画促進	○ 避難所の運営について、防災・災害対策分野において多様な意見が反映されるよう、女性やその他要配慮者の方針決定の場への参画促進を図ります。	福祉課 くらし安全 環境課

(11) 個人情報保護（プライバシー保護）

インターネットやSNS、情報通信技術（ICT）等の発展により、個人情報の保護が新たな人権課題として浮上しており、国では「個人情報の保護に関連する法律」を制定し、さらに時代の変化に合わせて改正を行うなど、対策に注力しています。

本町においても、住民の個人情報を管理し活用する立場上、徹底した個人情報の保護を実現する必要があります。

このため、庁内の個人情報保護対策を継続的に検証・強化するとともに、住民に対しては自らの個人情報を適切に管理するよう、啓発に努めます。

①メディア・リテラシー*の向上

番号	施策	内容	主な担当課
1	住民のメディア・リテラシー向上に向けた啓発	○ 住民が、自分の個人情報を自ら管理しコントロールする力をつけるための啓発を行います。	経営戦略課 人権政策課

②町における個人情報保護の徹底

番号	施策	内容	主な担当課
1	マイナンバー活用を前提とした情報セキュリティの強化	○ 国・地方を通じたマイナンバー活用によるオンライン情報連携の実施により、情報セキュリティ対策を抜本的に強化することが必要であることから、不正通信の監視機能の強化等を図り、情報セキュリティ水準の確保に努めます。	経営戦略課 住民課
2	町の個人情報保護対策の強化と住民・民間事業者等への働きかけ	○ 住民の個人情報を取り扱う行政として、住民の基本的な人権を常に尊重し、個人情報の保護に努めていくとともに、住民、団体、企業等に対しても個人情報の適切な管理と運用を求めていきます。 ○ 個人情報保護については、課題が複雑多岐にわたることから個人だけで取り組むことが難しいため、研修会等で共通認識を深めるとともに、法令順守について教育・啓発を推進します。	経営戦略課 住民課 商工観光課

(12) 様々な人権問題の解決に向けて

これまでも存在した様々な人権課題の解消に向けて啓発を行うなど、問題解消に向けた取組を引き続き実施するほか、新たな人権課題に適切に対処できるよう、調査・研究を継続します。

①正しい知識の普及・啓発

番号	施策	内容	主な担当課
1	多様な人権課題の解消に向けた取組	○ 犯罪や事故の被害者等のプライバシーの侵害、刑を終えて出所した人、ホームレス等の人権、アイヌの人々の人権、北朝鮮当局による人権侵害、人身取引(トラフィッキング)問題、東日本大震災に起因する差別等、様々な人権課題に対応するために、憶測や偏見の解消に向け正しい知識の普及・啓発を推進します。	人権政策課 福祉課 生涯学習課

②調査・研究の継続

番号	施策	内容	主な担当課
1	新たな人権課題の対応	○ 社会の変化や技術の進歩に伴う新たな人権問題に対応するため、町行政および関係団体が調査研究を行い、適切な対応に努めます。	人権政策課 生涯学習課

第5章 計画の推進体制

1. 庁内の推進体制

多様な人権課題の中には、互いに関連し、影響し合っているものも少なくありません。

このため、これらの課題解決には町の様々な部署が連携し、総合的な施策を実施する必要があります。

本計画の推進にあたっては、行政の責務を果たす庁内組織である愛荘町人権政策本部会を基盤として関係課等相互の緊密な連携と情報共有のもと、人権諸課題の実情や現状を把握しながら取組を行います。

2. 関係機関・団体等との連携

人権尊重のまちづくりには、関係機関・関係団体との緊密な連携が重要です。人権施策の取組をより効果的に進めるため、国や県等の関係機関をはじめ、人権擁護委員や人権擁護推進員等と連携を図り、人権意識の高揚および人権侵害の救済に向けた施策を推進します。

また、人権課題は地域社会全体の課題であり、行政施策のみでの解決は困難であることから、協働を進める組織として愛荘町人権教育推進協議会や愛荘町人権尊重のまちづくり審議会をはじめとする関係団体、自治会、企業事業所、ボランティア団体等、人権に関わる各分野で多様な活動を展開している関係機関・関係団体と連携を深め、広く人権学習や啓発が図られるよう働きかけるとともに、積極的な支援を行います。

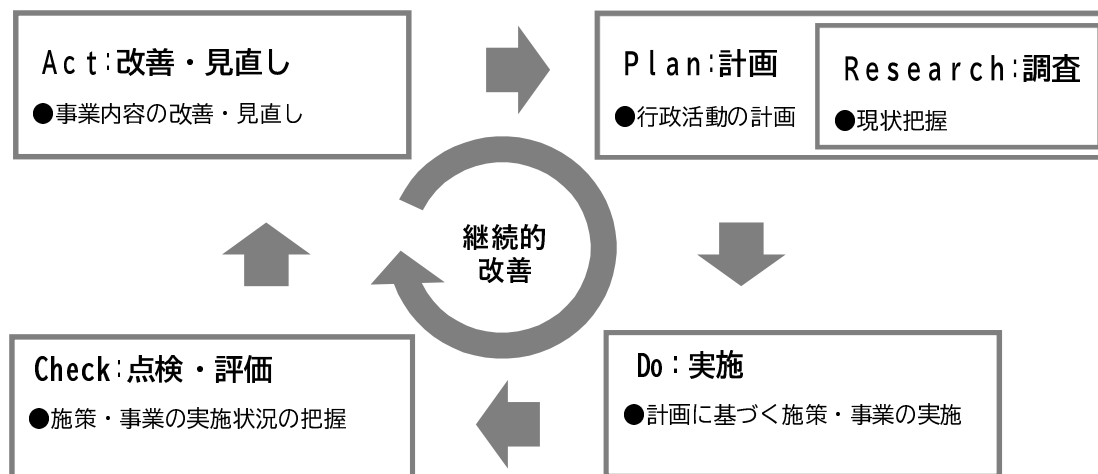
3. 職員等に対する研修

町職員は職務上、住民の人権に深く関わるが多いため、高度な人権感覚が求められます。このため、すべての部署で会計年度任用職員も含むすべての職員に対する体系的・日常的な人権研修を実施し、職員の人権意識の継続的な向上を図ります。

また、指定管理者制度の導入等による業務委託が増加していることから、これらの業務に携わる民間の従業者に対しても人権研修の機会を提供し、町職員と同様に人権意識の高揚を図ります。

4. 進行管理

本計画の進行管理については、施策の進捗状況の検証を毎年度全庁体制で行い、必要に応じて施策の見直しを行います。（P D C A サイクル*の実践）



資料編

1. 用語の解説

ア行

アウトリーチ

積極的に手を差し伸べること。例えば誰かが相談に来るのを待つのではなく、困っている人がいないか、こちらから探し出して支援すること等をいう。

S N S

(エス・エヌ・エス)

「Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略で、人と人との交流を促進するためのインターネット上のサービスのこと。L I N E (ライン)、Instagram (インスタグラム)、Facebook (フェイスブック)、Twitter (ツイッター) 等がある。

N P O

(エヌ・ピー・オー)

「Non-Profit Organization」の略で、非営利活動団体のこと。活動によって利益(余剰金)を得ることはできるが、その利益を関係者等に分配することはできない。「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した団体は特定非営利活動法人という。

L G B T Q
(エル・ジー・ビー・ティー
・キュー)

「Lesbian」(女性の同性愛者)、「Gay」(男性の同性愛者)、「Bisexual」(両性愛者)、「Transgender」(身体の性と心の性が一致しない人)、「Questioning」(自分の性別が分からない人や意図的に決めていない人、決まっていな人)の頭文字をとったことば。多様な性のあり方を表すことばの一つ。さらに多様な性のあり方も含めて「L G B T Q +」(エル・ジー・ビー・ティー・キュー・プラス)等と表現することもある。

力行

合理的配慮

障がいのある人から支援や手助け等を求められた場合、負担が重すぎない範囲で対応すること。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、国や自治体等に対して合理的配慮の提供を義務づけていたが、令和3年(2021年)の法改正で民間事業者にも義務化された。

固定的な性別役割分担意識

個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方のこと。

サ行

ジェンダーレス

ジェンダーとは、生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。例えば「男性はズボン、女性はスカートを履くもの」等、これまでの慣習によって決められた性差等をさす。ジェンダーレスは、それが無い状態のことをいう。

持続可能な開発目標
(SDGs)

SDGsは「Sustainable Development Goals」の略で、「エス・ディー・ジーズ」と発音する。地球温暖化等世界的な課題を解決するため、国連加盟193か国が平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの15年間で達成するために掲げた目標で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された。17のゴール(目標)と169のターゲット(より具体的な目標)から構成されており、「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的ないやがらせ行為のこと。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示等、様々なものが含まれる。略して「セクハラ」ということもある。妊娠や出産を理由に相手に不愉快な発言をしたり、解雇等の不当な扱いをしたりする「マタニティ・ハラスメント」(マタハラ)を、セクシュアル・ハラスメントに含むこともある。

夕行

地域包括ケアシステム

高齢者が、たとえ重度な要介護状態となったとしても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援等が一体的に提供される仕組みのこと。

DV(ディー・ブイ)

「Domestic Violence」のことで直訳すると「家庭内の暴力」となるが、「DV防止法」では、「配偶者や生活の本拠を共にする(または、共にしていた)交際相手からの暴力」のこととされている。一般には恋人等の親密な関係にあるパートナー間での暴力を含めることもある。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力や性的な暴力等も含まれる。結婚していない恋人同士等、カップル間での暴力を「デートDV」ということもある。

ナ行

- 認知症サポーター 「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。
- ノーマライゼーション 障がいのある人や高齢者等、一定の支援を必要とする人を特別視せずに、誰もが対等な社会の一員であるとする考え方。それが実現された社会をめざす活動や取組等のこともいう。

ハ行

- パワー・ハラスメント 職場での上下関係等、職務上の地位や人間関係等の優位性を背景に、相手に精神的・身体的な苦痛を与えるような発言や行為のこと。略して「パワハラ」ということもある。
- PDCA
(ピー・ディー・シー・エー)
サイクル Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(改善・見直し)といった工程を繰り返すことにより、計画の中身をより実効性のあるものに改善していくこと。

マ行

- メディア・リテラシー 新聞や雑誌、テレビをはじめ、インターネット上の情報等、様々なメディアの特性を理解して使いこなす能力のこと。情報を入手・発信できる能力だけでなく、入手した情報の真偽を見極める力や、インターネット社会における情報セキュリティに関する知識等も含まれる。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

誰にとっても分かりやすく、安全で、使いやすいことをめざして建物や空間・設備・製品等をデザインすること。バリアフリーが段差等の物理的障壁(バリア)の解消をめざすのに対し、物理的な構造に限らず(案内表示板等も含めて)企画の段階から誰にでも使いやすいことを意図して設計するという意味になる。

ヤングケアラー

本来大人が担うべき家族の介護やケア、身の回りの世話等を日常的に行っている18歳未満の子どものこと。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

2. 愛荘町人権尊重のまちづくり条例

平成 19 年 6 月 22 日
条例第 27 号

(前文)

愛荘町は、日本国憲法ならびに世界人権宣言に定めた基本的人権の享有と尊厳および法の下での平等を基本理念として、人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめ女性差別、障がい者差別、在日外国人差別等あらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)をなくし、すべての町民および滞在者(以下「町民」という。)の人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて、「愛荘町非核・平和都市宣言」および「愛荘町人権尊重のまち宣言」の精神をさらに具現化するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、あらゆる差別の撤廃および人権擁護に努め、町民一人ひとりの参加による「心ふれ愛・笑顔いっぱい元気なまち」の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を総合的、積極的に推進するとともに、町民の人権擁護と人権尊重の意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第 3 条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別行為および差別を温存・助長する行為をしてはならない。
2 町民は、町が実施する施策に協力するものとする。

(町の施策)

第 4 条 町は、関係法令等に基づき、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業就労の振興と安定、教育文化の向上および人権擁護等に関する施策を総合的、かつ、計画的に推進するものとする。

(啓発活動の充実)

第 5 条 町は、関係機関および諸団体等との緊密な連携のもと啓発組織および啓発活動の充実を図るとともに、あらゆる差別を許さない世論の形成と社会的環境の醸成に努めるものとする。

(調査等の実施)

第 6 条 町は、この条例の目的を達成するため、必要に応じ意識および実態調査等を行うものとする。

(審議会の設置)

第 7 条 この条例の目的達成のための重要な事項について審議する機関として、人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2 審議会の組織、運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか必要事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 愛荘町非核・平和都市宣言に関する決議

平成 18 年 9 月 28 日
議決

世界の平和と安全は、人類共通の願いです。

しかし、現在この地球上には数多くの核兵器が存在し、また、戦争や紛争も後を絶たず、人類の生存や自然環境に大きな脅威と不安をもたらしています。

世界で唯一の核被爆国の国民として、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の意義を世界の人々に訴えていかなければなりません。

ここに愛荘町は、新町誕生を機に、非核三原則の堅持と恒久平和の実現を願い、安心して安全な町民生活を守ることを決意し、「非核・平和都市」を宣言します。

愛荘町議会

4. 愛莊町人権尊重のまち宣言に関する決議

平成 19 年 6 月 22 日
議決

わたくしたち愛莊町民は、一人ひとりの基本的な人権を永久の権利として尊重します。

わたくしたちは、日本国憲法の基本的人権にもとづき、お互いの人権をかけがえのないものと認め、あらゆる差別を許さない、心ふれ愛・笑顔いっぱいの元気なまちづくりをすすめるため、ここに愛莊町を「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

愛莊町議会

愛荘町第2次人権尊重のまちづくり推進基本計画

発行年月／令和5年（2023年）3月

発行／愛荘町

〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地

電話番号：0749-42-7696 FAX：0749-42-7698